

市内事業者応援金(第2弾)

～売上げが減少した事業者に15万円を支給～

1月7日に発令された緊急事態宣言の影響を受け、経営の悪化した市内の中小企業者及び個人事業主を対象に、事業の継続や雇用の維持を支援するため、次のとおり支給します。

令和2年中に、昭島市の給

付金(感染拡大防止協力金、市内事業者応援金、中小企業等家賃支援金)を受けた事業者も、再度申請できます。

詳しくは、申請要項をご覧ください。

◇対象 次のすべてに該当する事業者

*3年1月または2月の売り上げが、前年同月(2年1月以降に開業した事業者などは任意の月)と比較して、20%以上減少している

*2年12月31日以前に開業し、今後も事業を継続する

意向である

※法人は、本店の登記、または、事業所などが市内にある場合に対象となります。

※個人事業主は、昭島市民である、または、事業所などが市内にある場合に対象となります。

◇支給額 1事業者につき15万円

◇申請要項の配布 市役所産業活性化課、東部出張所、あいぽく、環境コミュニケーションセンター、緑会館、武蔵野会館、昭島市商工会(閉所・休館日を除く/市ホームページからダウンロードも可)

◇申請 3月31日(必着)までに196-8511 市役所産業振興係へ郵送

☆詳しくは、産業振興係へ。

緊急対策事業資金融資あっせん制度

売上げが減少している市内の中小企業者を対象に、融資のあっせんを行います。

融資が行われた場合に、市が金利と信用保証料を全額補助します。市への申請の前に、取り扱っている金融機関にご相談ください。

また、申請に必要な書類のうち、印鑑証明書、住民票の写し、納税証明書などが発行する証明書については、発行手数料を免除します。

◇資金の種類 運転資金

◇融資額 50万円以内

◇融資期間 5年以内

◇申請 3月31日までに市役所産業振興係へ

☆詳しくは、産業振興係へ。

接触感染に注意!

ウイルスの感染は飛沫^{あしぶか}感染のほか、手に付いたウイルスが体内に入ることで起こる接触感染にも注意が必要です。人は、無

意識に顔を1時間当たり23回も触っているとわわれています。粘膜から感染する危険を減らすため、目や口、鼻をなるべく触らないようにしましょう。

また、外のものを触った後、帰宅時、食事の前には石けんやハンドソープを使って手を洗いまししょう。

このほかの相談窓口については、市ホームページをご覧ください。



相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口は、左の表のとおりです。

このほかの相談窓口については、市役所へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ内の相談窓口一覧はこちら▼



▼相談窓口

内容	担当
予防・検査・医療に関すること	東京都新型コロナコールセンター ☎0570-550-571(毎日/午前9時～午後10時)
新型コロナウイルス感染症の発生に関すること	厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120-565653(毎日/午前9時～午後9時)
収入の減少、仕事、住宅の家賃補助(住居確保給付金)などに関すること	昭島市暮らし・しごとサポートセンター ☎042-519-2033(平日の午前8時30分～午後5時15分)
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗した悪質商法に関すること	昭島市消費生活センター ☎042-544-9399(平日の午前9時～正午、午後1時～4時)
有給休暇、休業に関する賃金の支払い、退職、解雇、新型コロナウイルスに関連したハラスメント	東京都労働相談情報センター(東京都ろうどう110番) ☎0570-00-6110(平日の午前9時～午後8時、土曜日の午前9時～午後5時)
緊急事態措置などに関すること	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567(毎日/午前9時～午後7時)
さまざまな人権問題に関する相談	法務省 みんなの人権110番 ☎0570-003-110(平日の午前8時30分～午後5時15分)